

大分大学医学部附属病院特定行為研修管理委員会細則

令和2年11月26日制定

令和2年医学部附属病院細則第1-16号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）第8条に規定する特定行為研修管理委員会として設置する、大分大学医学部附属病院特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第3号に規定する特定行為区分（以下「特定行為区分」という。）ごとの特定行為研修計画の作成に関すること。
- (2) 2以上の特定行為区分について特定行為研修を行う場合の特定行為研修計画の相互間の調整に関すること。
- (3) 特定行為研修の出願者の選考に関すること。
- (4) 受講者の履修状況の管理に関すること。
- (5) 特定行為研修修了の際の評価に関すること。
- (6) その他特定行為研修の実施の統括管理に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副病院長（医療人育成担当）
 - (2) 特定行為研修の責任者として病院長が指名する者
 - (3) 特定行為研修に係る各科目の指導者 各1人
 - (4) 看護部長
 - (5) 副看護部長 1人
 - (6) 副薬剤部長 1人
 - (7) 医療安全管理部の職員 1人
 - (8) ME機器センターの職員 1人
 - (9) 看護部の職員 若干人
 - (10) 医学・病院事務部総務課長
 - (11) 特定行為研修に関する学外の医療関係者 若干人
 - (12) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第2号、第3号、第5号から第9号、第11号及び第12号の委員は、病院長が指名又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副病院長（医療人育成担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和2年11月26日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名又は委嘱される第3条第1項第2号、第3号、第5号から第9号、第11号及び第12号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第1－6号）

この細則は、令和3年9月29日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院特定行為研修管理委員会細則の規定は、同年9月1日から適用する。